

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得段階第 1 段階に属する低所得者への軽減措置として保険料率を引き下げるため、改正するものであります。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの保険料率は、同表の規定にかかわらず、28,080円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。